

## バスケットボール競技普及等助成事業実施要項

公益財団法人秋田県体育協会

### (目的)

第1条 この要項は、秋田プロバスケットボールクラブ株式会社から公益財団法人秋田県体育協会（以下「県体協」という。）に贈られた特別寄附金の条件に基づき、県内の中学生世代におけるバスケットボール競技の普及・振興・選手強化を目的とした事業（以下「バスケットボール事業等」という。）に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、県内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらが加盟する各体育連盟等、児童生徒を対象としたバスケットボール事業等を行う団体とする。

### (公募等)

第3条 助成対象団体は、公募するものとする。

### (選定等)

第4条 助成対象団体は、県体協総務企画委員会において選定し、助成額を決定するものとする。

### (助成対象事業等)

第5条 助成の対象となる事業及び対象経費等は、別表1に定めるとおりとする。

### (助成金額)

第6条 助成金額は、申請のあった助成対象経費の2分の1以内（1団体10万円まで）とする。ただし、用具の購入事業にあっては、現物を交付することがある。

### (助成事業申請書等)

第7条 助成事業の申請は、助成事業申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

### (決定通知)

第8条 助成事業決定の通知は、助成事業決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告書)

第9条 助成事業が完了したときは、その事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに助成事業実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(請求及び支払い)

第10条 請求は支払依頼書(様式第6号)に、請求書又は領収書及び根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 会長は、前項の書類が提出された場合は、内容を審査のうえ、適正と認めた場合は口座払いにより直接債権者に支払うものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項がある場合には別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月27日から施行する。

## 助成の対象となる事業及び対象経費等

| 助成対象事業名                     | 対 象 経 費          |             |              |               |         | 対象経費の該当となる者 |
|-----------------------------|------------------|-------------|--------------|---------------|---------|-------------|
|                             | 旅 費<br>(交通費・宿泊費) | 報償費<br>(謝金) | 需用費<br>(印刷費) | 使用料<br>(会場料等) | 用具費     |             |
| (1) 大会、練習会、合宿、講演会、クリニック等の開催 | ○<br>講師等         | ○<br>講師等・審判 | ○<br>団体      | ○<br>団体       | ○<br>団体 | 講師等・審判・団体   |
| (2) 用具の購入                   | ×                | ×           | ×            | ×             | ○<br>団体 |             |

注：○印は該当、×印は非該当

注：報償費のうち審判謝金については、1人1日につき3,000円程度とする。